

安心安全な環境をつくるためには看板所有者の皆さんの協力が欠かせません!

各自治体の条例では、

- ・設置には自治体の許可を受けること(例外もあります)
- ・補修などの必要な管理を行い、常に良好な状態を保持すること
- ・広告物の本体、接合部、支持部分などを点検すること

を義務付けています。

雪、雨、風、強い日差し等の厳しい自然環境により、知らず知らずのうちに、看板の部材の腐食、緩み、亀裂等が発生している場合があります。

- ・看板の各部分からサビは発生していませんか?
- ・看板は傾いていませんか?
- ・看板の各部分はひび割れしていませんか?
- ・看板照明の不点灯などはありませんか?



①鋳びた屋上広告の鉄骨



②腐食した野立広告の支柱



③腐食した突出広告の支持材

異常を見たら…  
点検は屋外広告業の登録をしている専門業者に依頼しましょう

看板には様々な種類があります。  
種類に応じて屋外広告業者など  
適切な専門業者に点検を依頼しましょう。



### もっと知りたい所有者の皆様へ

国土交通省のHPに「オーナーさんのための看板の安全管理ガイドブック」が公開されています。

看板の安全管理についてより詳しく知りたい方は [看板の安全管理ガイドブック](#) Q.検索

「看板の安全管理ガイドブック」  
詳しくはこちから



## 屋外広告物は点検が義務付けられています。



あなたの看板は  
大丈夫!?

看板落下に伴う賠償責任は看板所有者等が負います。

私たちの身近には、様々な看板が設置されています。もしも皆さんが所有する看板が落し第三者に被害を及ぼした場合、長年積み重ねてきた企業や店舗等の信頼を失うことになります。また、多額の賠償金や風評により、事業の継続が脅かされるような事態に陥る危険性もあります。

発行  
・  
編集

新潟県  
新潟市  
新発田市  
佐渡市  
新潟県広告美術業協同組合

お問い合わせ先

新潟県 土木部 都市局 都市政策課  
新潟市 都市政策部 まちづくり推進課  
新発田市 建築課  
佐渡市 建設課  
新潟県広告美術業協同組合 事務局

電話:025-280-5426  
電話:025-228-1000  
電話:0254-26-3557  
電話:0259-63-5118  
電話:025-250-0171